

(諮問事項)

## 守谷市学校給食費の改正について

### 1 「給食費負担軽減交付金」等の創設

令和7年12月、文部科学省から通知がありました。

令和8年度、子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、小学校段階(公立)の学校給食に係る食材費を支援し、学校給食費の抜本的負担軽減のための「給食費負担軽減交付金」を創設し、都道府県に交付します。

都道府県は「市町村給食費負担軽減交付金(仮称)」を創設し、国からの交付金と合わせて市町村に交付します。

交付金の負担割合は国1/2、都道府県1/2で、算定方法は以下のとおりです。

(5月1日現在の在籍児童数) × (基準額: 月額5,200円) × 11か月

※ 守谷市には約2億3千万円の交付金が支給される見込み

交付金の算定基準として在籍児童数を用いていますが、いわゆる児童一人ひとりに対する学校給食費の補助ではなく、あくまでも自治体への支援とされています。

なお、基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、保護者から学校給食費を徴収することができます。

学校給食法では、学校給食に関わる経費のうち、施設、設備及び職員の人件費は学校設置者が負担し、そのほかの経費(食材費)は保護者が負担すると規定されています(「別紙 参考資料2 学校給食費関係法令(抜粋)」参照)。

### 2 守谷市の現状(「別紙 参考資料1 学校給食費算定根拠」参照)

学校給食法では、学校給食費における食材費(賄材料費)は保護者が負担し、学校給食費として納付していただいています。

現状として、昨今の物価高騰により食材費は上がり続けており、本来であれば食材費の増額に伴い学校給食費も見直す必要があります。

守谷市では、学校給食費を改正することなく、物価高騰分は市が負担してきました(市公費負担、一般財源)。

令和6年度の決算では、賄材料費は約4億3千万円で、その財源として学校給食費が約3億1千万円、市公費負担が約1億2千万円(約28%)です。

一人当たりの食材費は、全体平均で月額5,923円、それに対し、学校給食費は、月額小学生4,200円、中学生4,500円、教職員等(大人分)5,300円です。

### 3 学校給食費の改正（「別紙 参考資料1 学校給食費算定根拠」参照）

区分	現行（R6.4.1～）	改正（R8.4.1～）
守谷市立小学校の児童	月額 4,200 円	月額 1,000 円
守谷市立中学校の生徒	月額 4,500 円	月額 2,000 円
教職員等	月額 5,300 円	月額 6,000 円

守谷市では、市内全公立小中学校の給食を一つのセンターで調理・提供しているため、学校給食の食材費を一体的に計上しています。

小学生においては、県からの「市町村給食費負担軽減交付金（仮称）」を活用し、食材費の不足分を学校給食費として負担していただきます。

中学生は、保護者の負担軽減を図るため、学校給食費を見直します。

教職員等は、これまで市公費による補填をしていましたが、実費相当分とします。

#### 【小学生】

交付金の算定基準月額 5,200 円に対して、令和 8 年度当初予算計上分（議決前のため未確定）で月額 6,200 円を超える食材費となります。

よって、不足分の 1,000 円を月額の学校給食費とします。

#### 【中学生】

令和 8 年度当初予算計上分における食材費約 4 億 8 千万円に対し、県交付金を含め、小学生無償化、中学生及び教職員等を現行の学校給食費として算定した結果、市の公費負担が約 1 億 2 千万円になりました。

市の負担が同様となるよう、小学生月額 1,000 円、教職員等月額 6,000 円として算定した結果、中学生は月額 2,000 円となりました。

#### 【教職員等】

令和 6 年度の決算では、教職員等の月額の食材費は約 6,150 円ですので、これを実費相当分として、月額 6,000 円とします。

#### 【その他】

原則として、小学生・中学生は給食停止者を除いて月額分をいただきます。

月の途中の給食提供・停止、連続して 5 日以上停止、牛乳停止なども月額分とします（減免等はいりません）。

日割り分は、日額 300 円とし、教職員を含め統一した金額とします。

別紙 参考資料1 学校給食費算定根拠

○給食提供事業\_賄材料費の決算・予算

(単位：円)

年度	事業費	財源内訳						事業費対する 一般財源の割合
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他特材		一般財源	
					学校給食費納付金	一般寄附金		
R4・決算	399,848,505	8,248,201	0	0	315,572,518	0	76,027,786	19.01%
R5・決算	413,211,707	0	0	0	314,494,654	500,000	98,217,053	23.77%
R6・決算	434,402,166	0	0	0	310,484,169	0	123,917,997	28.53%
R7・当初予算	487,953,929	39,413,000	0	0	315,393,644	0	133,147,285	27.29%

○一人当たりの賄材料費の比較

(単位：円、人)

年度	総事業費	給食喫食者数	年額/人	月額/人	日額/人
R4・決算	399,848,505	6,748	59,254	5,387	296.27
R5・決算	413,211,707	6,661	62,034	5,639	310.17
R6・決算	434,402,166	6,667	65,157	5,923	325.79
R7・当初予算	487,953,929	6,781	71,959	6,542	359.79

○令和8年度当初予算における食材費（賄材料費）

(単位：円)

賄材料費		※ 一人当たり			※ 交付金との比較（月額）		
(内訳)		年額	月額	日額	交付金等	差額	
		484,015,360					
小学校	1・2年生	88,669,364	68,683	6,244	343	5,200	-1,044
	3・4年生	94,762,409	70,039	6,367	350	5,200	-1,167
	5・6年生	103,010,644	72,645	6,604	363	5,200	-1,404
	計	286,442,417					
中学校		138,212,130	74,108	6,737	371		
教職員等（大人）		59,360,813	74,108	6,737	371		

※ 学年によって食材費が異なるのは、主食（ごはん、パン、ソフト麺）の量が違い、価格差があるためです。

○中学生学校給食費の算定基礎

【交付金あり、小学生：無償化、中学生：4,500円/月、教職員等：5,300円/月】

※ 学校給食費は、小中学生99.5%、教職員ほか100%の収納率で算定 (単位：円)

事業費 (賄材料費)	県支出金 (交付金)	学校給食費			一般財源
		小学生	中学生	教職員等	
484,015,360	232,346,400	0	89,849,694	37,430,300	124,388,966

【交付金あり、小学生：1,000円/月、中学生2,000円、教職員等：6,000円/月】

※ 学校給食費は、小中学生99.5%、教職員ほか100%の収納率で算定 (単位：円)

事業費 (賄材料費)	県支出金 (交付金)	学校給食費			一般財源
		小学生	中学生	教職員等	
484,015,360	232,346,400	44,458,590	40,824,850	42,372,000	124,013,520

○令和6年度決算の状況 (給食提供事業\_賄材料費)

(単位：円)

事業費	財源内訳				一般財源
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他特材 (学校給食費納付金)	
434,402,166	0	0	0	310,484,169	123,917,997

・一人当たりの賄材料費

(単位：円)

事業費	給食喫食者数	年額/人	月額/人	日額/人
434,402,166	6,667	65,157	5,923	325.79

上記は単純に事業費を給食喫食者数で割り返したもので、実際には学年ごとに金額は異なります。

「給食献立作成支援システム」から算定した学年ごとの月額の賄材料費 (平均) は以下のとおりです。

(単位：円)

	小学校1・2年生	小学3・4年生	小学5・6年生	中学生	教職員ほか
月額の賄材料費	5,052.68	5,428.04	5,621.62	6,159.47	6,159.47

## 別紙 参考資料2 学校給食費関係法令（抜粋）

### 【学校給食法】（抜粋）

#### 第4章 雑則

##### （経費の負担）

第11条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。

##### （国の補助）

第12条 国は、私立の義務教育諸学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、公立の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の設置者が、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者（以下この項において「保護者」という。）で生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（その児童又は生徒について、同法第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の保護者である者を除く。）であるものに対して、学校給食費の全部又は一部を補助する場合には、当該設置者に対し、当分の間、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、これに要する経費の一部を補助することができる。

### 【学校給食法施行令】（抜粋）

##### （設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費）

第2条 学校給食の運営に要する経費のうち、法第11条第1項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。

1 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条（同法第49条、第49条の8及び第82条において準用する場合を含む。）又は第69条の規定により義務教育諸学校に置かれる職員をいう。）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあっては、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。

2 学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費

##### （学校給食費に係る国の補助）

第7条 法第12条第2項の規定による国の補助は、公立の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の設置者が、同項に規定する保護者（以下この条において「補助対象保護者」という。）に対して、その児童又は生徒（中等教育学校の生徒にあっては前期課程に在学する生徒に限る。以下同じ。）に係る法第11条第2項に規定する学校給食費（以下この条において「学校給食費」という。）を補助する場合（その補助割合が

2分の1未満の場合を除く。)において、その補助する額の2分の1について行うものとする。ただし、児童一人当たりの年間学校給食費又は生徒一人当たりの年間学校給食費についてそれぞれ文部科学大臣が毎年度定める補助標準額に、当該設置者が学校給食費の補助を行う補助対象保護者の児童又は生徒の数をそれぞれ乗じて得た額の合計額の2分の1の範囲内で文部科学大臣が定める額を限度とする。

#### 【守谷市学校給食費及び学校給食の提供等に関する規則】 (抜粋)

##### (学校給食費の額)

第7条 学校給食費の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、7月分及び8月分は1月分として扱うものとする。

- (1) 守谷市立小学校の児童 月額4, 200円
- (2) 守谷市立中学校の生徒 月額4, 500円
- (3) 教職員等 月額5, 300円
- (4) その他喫食者 1食あたり300円

2 市長は、次のいずれかに該当する場合は、前項に規定する学校給食費の額に代えて、各号に定める方法で計算するものとする。この場合において、学校給食費1食当たりの単価は、前項に定める月額に11を乗じ、当該年度の提供日数で除して得た額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。)とする。

- (1) 児童又は生徒及び教職員等が転入転出その他の理由により月の中途から給食の提供を受けた又は受けなかった場合 学校給食費1食当たりの単価に、喫食した日数を乗じて得た額。ただし、前項に定める月額を超える場合は、前項の額を適用するものとする。
- (2) 児童又は生徒及び教職員等が月の途中で給食の提供を受けることを停止した日数が月のうち引き続き5日以上あった場合 学校給食費1食当たりの単価に、喫食した日数を乗じて得た額。ただし、前項に定める月額を超える場合は、前項の額を適用するものとする。
- (3) 児童又は生徒が体質改善等を理由として、変更等届により継続して牛乳の飲用を止め、月を通じて牛乳を飲用しなかった場合 当該年度の牛乳の契約単価に当該年度の提供日数を乗じて得た額を11で除した額を前項に定める月額から差し引いた額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。)

3 前項の規定にかかわらず、市長が認める場合には、別に定める方法で計算する。

4 変更等届の提出があり、適当と認めるときは、その旨を守谷市学校給食提供変更による給食費の決定通知書(様式第8号)により保護者に通知するものとする。